

東西条小学校いじめ防止基本方針

東広島市立東西条小学校
令和5年4月4日

1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校はもとより、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、東西条小学校として、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「学校いじめ防止基本方針」を定め、市・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義等

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうるものであり、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

(1) いじめの未然防止

いじめ防止の取組において、最も重要なことは「未然防止である」という基本的認識に立ち、児童理解と望ましい集団づくりに努めるとともに、全ての児童が主体性と意欲を持って教育活動に臨み、「知・徳・体」の調和のとれた学力を身につけさせるよう努める。

(2) 児童の主体的な活動の支援

児童が自らいじめのない学校をめざして取り組むことが重要であることから、児童会活動、学級活動など自主的な活動において、いじめについて考えたり、いじめをなくすための取組をしたりする等、児童の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめの早期発見、早期対応が児童を守るために重要なことから、定期的なアンケート調査や教育相談(教職員による教育相談及び心のサポートー等)を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童が発する小さなサインを見逃さず、早い段階での適切な対応に生かす。

(4) いじめへの組織的な対応

いじめが発覚した場合も、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(5) 学校、家庭及び地域の連携

いじめの未然防止にあたって保護者、地域の協力を得て、多くの目で児童を見守るとともに、いじめが発覚した際は、その内容、程度によっては、PTA及び地域の民生児童委員・自治協議会等とも連携・協働し、保護者、地域社会(市教委・警察・児童家庭センター・医療・SC・SSW等)で見守り、対応する。

4 いじめの防止等に関する取組

取組に当たっては、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立するとともに、「いじめ防止委員会」を中心とした取組を体系的・計画的に進める。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の活用

- ア 保護者や地域住民などに学校のホームページなどで公開する。
- イ 学校運営協議会委員、民生委員、人権擁護委員等の意見を取り入れ、基本方針の修正や取組に生かす。
- ウ いじめの防止等に係る年間活動計画を作成し、実効性のあるものとする。
- エ 策定した本基本方針が機能しているかどうかの検証及び見直しを行う。

(2) いじめの防止委員会の設置

- ア いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うため「いじめ防止委員会」を設置する。
- イ 「いじめ防止委員会設置要項」は、別途定める。
- ウ 「いじめ防止委員会」を、校務運営組織に位置づける。

(3) いじめの防止等に係る児童への指導

- ア 道徳教育を柱として、各教科、領域等、学校教育全体を通して「人を大切にする」教育活動・教育指導を行い、人権尊重の基盤や風土のある学校・学級づくりに努める。
- イ どのような行為が「いじめ」に当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、「いじめ」はどのような構造なのかなど、「いじめ」について正しく理解させる。
- ウ 社会体験や生活体験の機会を効果的に活用し、人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。

エ 特別活動の時間等を活用して、ソーシャルスキル・トレーニングやピア・サポート等を行い、円滑に他者とコミュニケーションを図る技能・能力の向上を図る。

オ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

(4) 児童の主体的な活動の支援

児童会活動をとおして自主的、実践的な態度を育成する中で、「いじめ」についても課題意識を持たせ、児童が自らの問題として、その解消に努める活動を行えるように指導・支援する。

(5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。

イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。

ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。

エ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。

オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。

カ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。

キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

(6) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

(7) 重大事態発生時の対応

調査組織（プロジェクトチーム等）を編成するとともに、対応フロー図を作成する。

5 重大事態への取組

重大事態が発生した場合、学校は、速やかに学校の設置者に報告するとともに、プロジェクトチーム等を編成し、調査等の適切な取組を行う。

(1) 東西条小学校としての重大事案発生時の取組

ア 重大事態が発生した場合、市教育委員会に報告する。

イ 市教育委員会の判断により、調査組織を学校内に置き、調査する。

ウ 学校は、「いじめ防止委員会」等を中心としたプロジェクトチームを設置し、市教育委員会の指導の下、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を市教育委員会に報告する。

6 見直し

本基本方針は、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。

7 施行

平成26年6月1日